

財産処分についての公告

宗教法人「
」規則第〇条に定める手続を経て、下記のとおり、財産を処分することになりましたので、宗教法人法第23条の規定によって公告します。

令和 年 月 日

信者その他の利害関係人各位

(事務所の所在地
宗教法人「
代表役員

記

- 1 処分する財産
(財産の所在地・種類・名称・数量・相当金額等を表示する。)
- 2 処分の目的
(具体的に記載する。)
- 3 処分の方法
- 4 処分の相手方の住所氏名
- 5 処分の年月日

(注) 処分の方法には、売却、無償譲渡、地上権設定、賃貸等の別及び有償の場合には予定金額を表示すること。

借入れについての公告

宗教法人「
」規則第〇条に定める手続を経て、下記のとおり、借入れをすることになりましたので、宗教法人法第23条の規定によって公告します。

令和 年 月 日

信者その他の利害関係人各位

(事務所の所在地
宗教法人「
代表役員

記

- 1 借入れる金額
- 2 借入れの目的
- 3 借入れの条件
- 4 借入れの相手方の住所氏名
- 5 借入れの年月日

- (注) 1 借入れの条件には、利率、償還方法、担保の有無等及び連帯債務の場合はその旨を表示すること。
- 2 借入れの条件として、不動産又は財産目録に掲げる宝物を担保に提供するときは、そのこと自体についても公告を要するので、公告の表題を、「借入れ及び担保提供公告」とし、「借入れの条件」の次に「担保に供する財産」として、財産の種類・名称・数量・相当金額等を表示すること。

保証についての公告

宗教法人「
」規則第〇条に定める手続を経て、下記のとおり、保証をすることになりましたので、宗教法人法第23条の規定によって公告します。

令和 年 月 日

信者その他の利害関係人各位

(事務所の所在地
宗教法人「
代表役員

記

- 1 保証する債務額
- 2 保証の理由
- 3 保証の方法及び条件
- 4 債権者及び債務者の住所氏名
- 5 保証の期間

- (注) 1 保証の方法には、単独保証、共同保証の別、及び連帯保証の場合はその旨を表示する。
- 2 保証の条件として、不動産又は財産目録に掲げる宝物を担保に提供するときは、そのこと自体についても公告を要するので、公告の表題を、「保証及び担保提供公告」とし、「保証の方法及び条件」の次に「担保に供する財産」として、財産の種類・名称・数量・相当金額等を表示すること。

主要な境内建物の新築（増築等）についての公告

宗教法人「
」規則第〇条に定める手続を経て、下記のとおり、主要な境内建物の新築（増築等）をすることになりましたので、宗教法人法第23条の規定によって公告します。

令和 年 月 日

信者その他の利害関係人各位

(事務所の所在地
宗教法人「
代表役員

記

- 1 新築(増築等)をする建物の名称
- 2 建坪(又は増築等の概要)
- 3 理由
- 4 所要経費及び支払方法
- 5 施工者
- 6 工事の計画

境内地模様替についての公告

宗教法人「
」規則第〇条に定める手続を経て、下記のとおり、境内地の模様替をすることになりましたので、宗教法人法第23条の規定によって公告します。

令和 年 月 日

信者その他の利害関係人各位

(事務所の所在地
宗教法人「
代表役員

記

1 模様替の概要

2 模様替をする部分又は面積

3 模様替の理由

4 所要経費及びその支払方法